

令和元年12月26日改訂

台風時登下校マニュアル(家庭用)

台風接近及び解除の際は、各家庭において下記の手順で確認・対応をお願いします。

1、台風接近に伴う臨時休校について

- ① 登園・登校前、テレビやラジオの台風情報で臨時休園・休校の有無を確認する。
- ② 本島全域、あるいは南城市に**暴風警報・特別警報が発令**されている場合は幼稚園・小学校・中学校ともに臨時休校・休園です。
- ③ 気象庁 Web サイト ●気象庁 [ホーム](#) > [防災情報](#) > 気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/jp/warn/353_table.html

※登校後に**暴風警報が発令**された場合は、臨時休園・休校とし降園・下校させます。
各学校のメール配信システムで下校時間、お迎えの注意をご覧ください。

2、暴風警報解除に伴う登校について

| 解除時間 | 給食 | 登校時間 | 授業・下校 |
|--------|-----|-------------------|----------------------------------|
| ～午前6時 | ※あり | 通常通り登園・登校 | 通常通り※給食が提供できない場合は、4校時授業後下校になります。 |
| 午前6～7時 | 無し | 通常通り登校 ※幼稚園は休園 | 1～4校時の授業・その後下校 |
| 午前7時以降 | | 引き続き臨時休校 | |

※給食の献立の変更及び停電等により給食が提供できない場合があります。

○学校ごとに対応が異なる場合があります。メール配信システムで確認ください。

○市内バス利用の園児・児童・生徒は、時刻表を確認ください

※QAB テレビでd(データ)ボタンを押し「市町村からのお知らせ→バス時刻表」で視聴可。

【注意】

「暴風警報解除に伴う登校」の判断は、暴風警報解除の時刻が判断基準です。バスの運行再開時刻とは関係しません。

暴風・特別警報が発令されていない場合でも臨時休校・下校を行う場合があります。
・市内の状況から市教育委員会が「安全・安心が確保されない」と認めた場合
・学校区内の状況から園長・校長が「安全・安心が確保されない」と認めた場合

★その他の災害(大雨・地震他)は、南城市メール配信システムをご覧ください。

関係機関連絡先

- ・南城市役所(総務課) 098-917-5378
- ・南城市教育委員会(教育指導課) 098-917-5364



←登録用
QRコード

